

地域共生社会の実現に向けて 小規模多機能ケアと権利擁護支援センターの意義

ねらい：第1報告と第2報告を関連づけながら、地域共生を目指す「重層的支援体制整備事業」への示唆を検討します。

2024.2.4.

日本福祉大学大学院特任教授 平野隆之

I. 小規模多機能ケアと権利擁護支援センターの相対化の試み

A: 中間支援 組織等	小規模多機能ケア	権利擁護支援センター 成年後見支援センター
<p>制度化以前から 支援を行っている 中間支援組織</p>	<p>全国コミュニティライフ サポートセンター (CLC)</p>	<p>全国権利擁護支援 ネットワーク (Asnet-Japan)</p>
<p>報告者の役割</p>	<p>同NPO法人の理事</p>	<p>研究協力 日本福祉大学権利擁護研究センター長</p>
<p>研究成果 (書籍)</p>	<p>① 宅老所・グループホームの現状と その支援 (2000) ② 共生ケアの営みと支援－富山型「 このゆびと一まれ」調査から (2005) ③ 小規模多機能ケア実践の理論と方法 (2007) 以上、CLC出版 ○ 地域密着が生み出す多機能性</p>	<p>『権利擁護がわかる意思決定支援一法と 福祉の協働』(ミネルヴァ書房) ○ 「私」抜きにしない意思決定支援 ○ 意思決定支援はプロセス 「権利擁護支援をめぐる政策展開と社会福 祉・地域福祉の課題－2つの当事者参加の 実現にむけて」『社会福祉研究』142号</p>
<p>内容</p>		

B:先駆的な
支援の機能

小規模多機能ケア

権利擁護支援センター 成年後見支援センター

先駆的な
実践から
見いだされる
地域共生社会
実現のための
諸機能

< 1 > 意思の表明・形成や実現の支援

その人らしさを取り戻せる
アセスメント

その人の意思を代行するのは、
支援者側の能力の問題

< 2 > 地域生活や社会参加の支援

「入り口はその人らしさ、出口
は地域（地域社会関係）」

社会関係のなかで生きていける
ことの試みの支援

< 3 > 運営面での地域参加

閉鎖的なケアとならないための
地域の参加＝運営推進会議の開
催等

センターの運営協議会の場を
外部チェックとしての機能

C: 共生社会
への示唆

小規模多機能ケア

権利擁護支援センター 成年後見支援センター

支援における
地域の密着性

や運営参加

を促進する

自発的・自律的

マネジメント



地域共生の推進
の装置として機能

地域に密着するケア
地域のニーズを断らない



共生型ケアへの展開

要介護高齢者へのケアに
限定されない多様な人の
利用

その場に生まれる豊かな
関係と役割・生きがい

センター運営に地域性や
市民性を取り入れる



市民後見人の養成
とその後見活動の支援

センターの法人後見や
センターの自律性の
形成に作用
(中核機関の受託内容
に限定しない運営)

II. 重層的支援体制整備事業への示唆

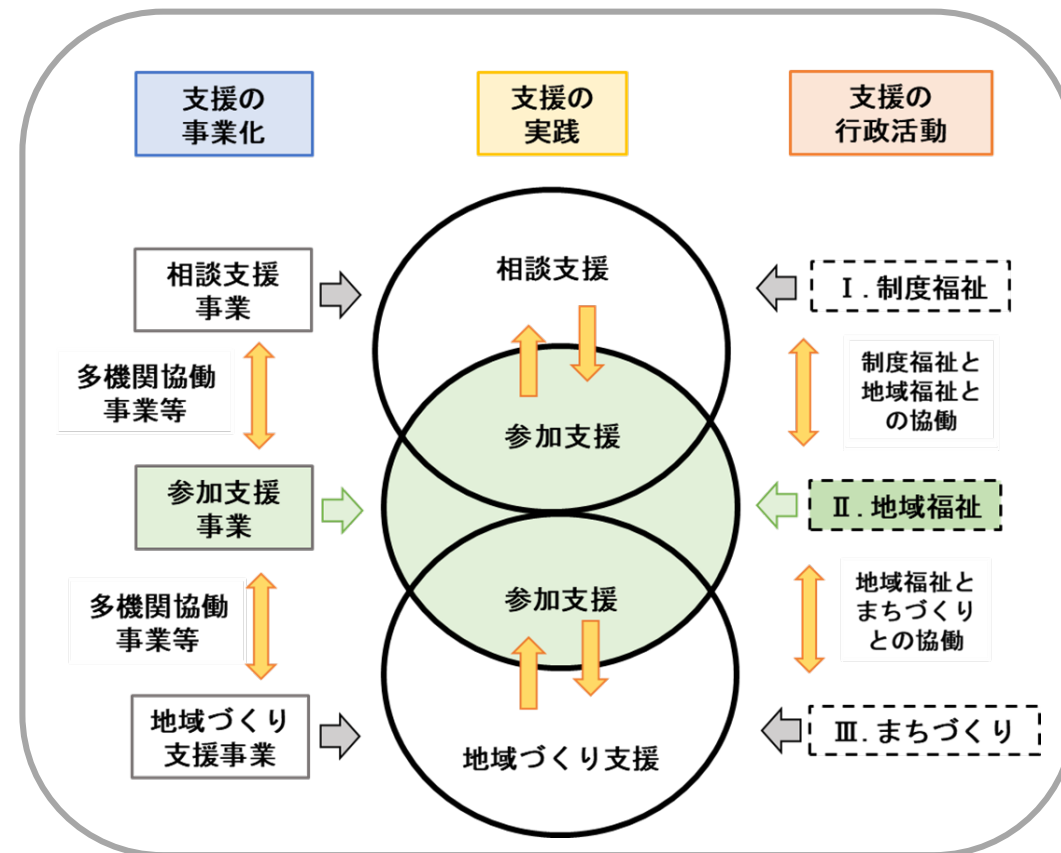
1. 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、「重層的支援体制整備事業実施要綱」（厚生労働省、2021）によれば、市町村において「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備すること、と規定されている。

⇒重層的支援体制整備事業は、個別支援と地域に対する支援を重ねる（重層的）体制整備の方法を推進することを意味し、それは地域に対する支援に取り組んできた地域福祉を土台にすることになる。

ただし、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援自体は多様な実践組織によって担われている。それらが、重層的支援体制整備事業の対象になる訳ではない。

⇒既存の参加支援を担ってきた実践と重層的支援体制整備事業の融合が課題



2. 重層的支援体制整備事業の展開に向けた既存の多様な実践を評価する

D: 重層的支援
体制整備事業

小規模多機能ケア

権利擁護支援センター
成年後見支援センター

所管課の視野に
地域共生の実現に
関わる多様な
実績を評価する
作業が求められる

< 2 > 地域生活や社会参加の支援の実績
を評価することが重層的支援体制整備事業
を組み立てる上で重要となる。

手挙げ自治体
における裁量性を
高めるためにも
実績の評価が重要

少なくとも、共生型のケアへの
展開への注目が必要

参加支援と地域づくりの
結びつきを持つ＝一体的支援

相談支援と捉えられが権利擁護
支援は、参加支援の目的を有す
るとともに、市民後見活動の展開
を通じて、地域づくりの支援に
も結びつきを持つ＝一体的支援

3. 都道府県の役割への着目：高知県の地域福祉政策 —小規模自治体における「共生型」「権利擁護」「重層的支援体制 整備」の有機的な展開（中土佐町・黒潮町）

①「共生型」＝あったかふれあいセンター事業

「あったかふれあいセンター」とは、「子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にもかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けとることができる拠点」です（高知県の単独補助事業）。実施体制としては、①地域福祉コーディネーター1名とスタッフ2名の人員配置、②地域の状況に応じて、サテライトを設置する、③センターの運営について協議する会を開催、などとなっている。
高知県の単独補助事業



②「権利擁護」＝権利擁護支援センター事業



③重層的支援体制整備事業の展開（地域づくりを重視）

小規模自治体の2つの事例



中土佐町

年度	地域福祉のあゆみ
平成21～22年度	・町内3カ所に「あったかふれあいセンター」開設
平成23年度	・第1期地域福祉計画策定 あったかふれあいセンターを「地域福祉の拠点」と位置づけ
平成24年度	・日本福祉大学の研究プロジェクトに参加 ・住民、社協、行政と一緒に地域について考える地域部会開始 ・「小地域ケア会議」の開催（住宅地図を活用した地域の見守り活動）
平成25～26年度 安心生活創造推進事業	・権利擁護支援に関することに着手（権利擁護劇の開催、スーパービジョンの開始） ・地域の実態に即した「地域ふくし研修会」の開催
平成27～29年度 共助の基盤づくり事業	・生活困窮者等の実態把握のため未就労調査を実施 ・中土佐町はたらくチャレンジプロジェクト始動 ・第2期地域福祉計画の策定 ・あったかふれあいセンターの運営委員会から「地域ふくし活動推進委員会」へ ・「小地域ケア会議」の地域拡大 ・「権利擁護支援システム推進委員会」と「権利擁護支援センター」の設置 ・社協が法人後見事業を開始
平成30～ 地域力強化推進事業 多機関協働事業	・相談支援包括化推進員を各分野から選任 ・成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画に包含

進行管理

重層的支援体制整備事業の手上げ

〈意思決定サポーター〉

【意思決定サポーター】
あったかふれあいセンター
(NPOいのみ・黒潮町社会福祉協議会)

〈重層的支援体制整備事業〉

- ・アウトリーチによる潜在的支援者の発見
- ・多機関協働による支援の連携
(保健師、民生委員、社協、事業所)



権利擁護が必要だが
・気づいていない人
・手をあげられない人

メインサポーターとして、高知県独自の地域福祉拠点である「あったかふれあいセンター」を活用予定。重層的支援体制整備事業の委託先にもなっている（特に、参加支援、地域づくりの担い手）。住民の身近な相談窓口として定着しつつあり、ちょっとした困りごと（役場からの文書の代読、字が小さいので拡大コピーしてほしい）にも対応。アウトリーチを重視しており、訪問回数は令和4年度で約4,000件（延べ）。SOSを出せない方や生活困窮者の発見につながっている。買い物支援（移動手段の確保）の利用者も多い。

黒潮町は特に当事業に力を入れており、令和3年度に町内6拠点目を立ち上げ、ほぼ町内全域をカバーしており、「あったかの目が届いている」状況。